

鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札参加条件設定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、組合が参加希望型指名競争入札の方法により発注する建設工事の入札参加条件の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 入札参加条件の設定に当たっては、組合を構成する市町村(以下「関係市町村」という。)に主たる営業所を有する者の受注機会が均等に確保されるよう配慮するものとする。

(条件設定工種)

第3条 入札参加条件を設定する建設工事の種別(以下「条件設定工種」という。)は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項の別表1の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「法第2条に基づく工種」という。)のうち、土木一式工事、建築一式工事、管工事及び電気工事の4種別とする。

(条件設定項目)

第4条 入札参加条件は、次の各号に掲げる事項について設定する。

主たる営業所の所在地

法第27条の2第1項の規定による総合評定値

法第3条の規定による建設業許可の区分

法第27条の2第1項の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術者職員数

2 前項第2号に規定する総合評定値は、法第2条に基づく工種に応じた経営事項審査(法第27条の23に規定する経営事項審査をいう。)によるものとする。

(条件設定の基準)

第5条 入札参加条件は、条件設定工種ごとに設計金額に応じた区分で設定することとし、その基準は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者がいないときは、当該区分のほかに上位又は下位の区分を入札参加条件として設定することができる。

3 別表1に定める経営審査事項の審査基準日の間における総合評定値を有しない者は、最下位の区分の総合評定値を有する者とみなす。

(条件設定の特例)

第6条 次の各号のいずれかに該当する建設工事については、入札参加条件を設定しないことができる。

大規模工事で難度の高い工事

特別な機械又は技術を必要とする工事

その他管理者が特別な理由があると認めた工事

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、入札参加条件の設定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年11月21日から施行し、平成26年度予算に係る入札から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 2 7 年 1 0 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札参加条件設定基準別表 1 の規定は、平成 2 8 年度予算に係る入札から適用し、同年度前予算に係る入札については、なお従前の例による。

別表 1（第 5 条関係）

条件設定 工 種	設計金額	主たる営業所 の所在地	経営事項審査		建 設 業 許可区分	1 級技術者 職 員 数
			審査基準日	総合評定値		
土木一式 工事	3,000 万円以上	関係市町村内	平成 25 年 10 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 30 日 まで	790 点以上	特定建設業	1 人以上
	3,000 万円未満 800 万円以上					
	800 万円未満 500 万円以上			790 点未満 680 点以上		
	500 万円未満 200 万円以上			680 点未満 570 点以上		
	200 万円未満			570 点未満		
建築一式 工事	4,500 万円以上	関係市町村内	平成 25 年 10 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 30 日 まで	870 点以上	特定建設業	1 人以上
	4,500 万円未満 750 万円以上					
	750 万円未満 500 万円以上			870 点未満 640 点以上		
	500 万円未満			640 点未満		
管工事	3,000 万円以上	関係市町村内	平成 25 年 10 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 30 日 まで	820 点以上	特定建設業	1 人以上
	3,000 万円未満 800 万円以上					
	800 万円未満			820 点未満		
電気工事	3,000 万円以上	関係市町村内	平成 25 年 10 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 30 日 まで	780 点以上	特定建設業	1 人以上
	3,000 万円未満 800 万円以上					
	800 万円未満			780 点未満		

備考 建設業許可区分及び 1 級技術者職員数欄のうち、空白の部分は条件がないことを示す。